

発議案第13号

消費税の5%への減税を決断するよう求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年6月9日

八千代市議会議長 木下映実様

提出者	八千代市議会議員	飯川英樹
賛成者	八千代市議会議員	植田進
	同	堀口明子
	同	伊原忠
	同	三田登

提案理由

国に対し、消費税の5%への減税を決断するよう強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

消費税の5%への減税を決断するよう求める意見書

政府の4月の月例経済報告では、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、急速に悪化しており、極めて厳しい状況にある」として、景気判断を2か月連続で下方修正した。昨年10月からの消費税10%への増税によって、多くの国民が予測したように景気は大きく落ち込んでいた。そこへ、新型コロナウイルスの感染拡大による影響で、日本経済は危機的事態へと追い込まれることになった。

この不況は、国内はもとより世界全体に広がっており、2009年のリーマン・ショック後どころか「1929年の世界大恐慌以来だ」との声さえ出ている。とりわけ日本経済にとっては、消費税増税の上、コロナ禍による企業の生産や収益減、雇用情勢の悪化なども加わり、国民は新型コロナウイルス感染への不安とともに経済的不安を増大させているのである。

苦境に立つ個人と事業者への所得補償や損失補填など、直接的で生活可能な支援策を迅速かつ継続的に実施するとともに、新型コロナウイルス感染拡大前から消費税増税による深刻な消費不況に陥った事実を直視し、日本経済を立て直すための経済対策として、消費税引下げは緊急・重要な施策となっている。

よって、本市議会は国に対し、消費税の5%への減税を決断するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月16日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様
財務大臣様